

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度狭山市一般会計補正予算（第 1 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度狭山市一般会計補正予算（第11号）

補正予算別冊のとおり

令和3年1月18日

狭山市長 小谷野 剛

令和２年度狭山市一般会計補正予算（第１１号）

令和２年度狭山市一般会計の補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２８，２２４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６５，９４１，４１４千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条 債務負担行為の追加は、「第２表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

[illegible]

歲出

[illegible]

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 委託料	令和2年度から 令和3年度まで	千円 138,666